政令第百八十九号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条及び第三十条の二第一項第七号、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第三十二条並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第十九号中「第二章」を「次章」に改め、同条中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、第三十二号を削り、第三十三号を第三十一号とし、第三十四号を第三十二号とし、第三十五号を第三十三号とする。

第九条第一号中「地域住民」の下に「（以下「地域社会」という。）」を加え、同条中第十九号を第二十一号とし、第十六号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「第四十五条第四号」を「第四十七条第七号」に改め、同号を同条第十七号とし、同条中第十四号を第十六号とし、第四号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三号中「大臣官房及び」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三　防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する事務の総括に関すること。

第九条に次の一号を加える。

二十二　防衛施設中央審議会の庶務に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

第十条の三第一項中「六人」を「七人」に改める。

第十条の四第一項中「三人」を「五人」に改め、同条第二項中「軍隊」の下に「（以下「在日米軍」という。）」を加える。

第十三条中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とする。

第四十条を次のように改める。

（地方協力局に置く課）

第四十条　地方協力局に、次の八課を置く。

総務課

地域社会協力総括課

東日本協力課

西日本協力課

沖縄協力課

環境政策課

在日米軍協力課

労務管理課

第四十一条（見出しを含む。）中「地方協力企画課」を「総務課」に改め、同条中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防衛施設中央審議会の庶務に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

第四十一条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。

第四十二条から第四十五条までを次のように改める。

（地域社会協力総括課の所掌事務）

第四十二条　地域社会協力総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地域社会の理解及び協力の確保に関すること（東日本協力課、西日本協力課及び沖縄協力課の所掌に属するものを除く。）。

三　防衛施設周辺環境整備法第三条から第五条まで、第八条及び第九条第二項の規定による措置に関すること。

四　防衛施設周辺環境整備法第六条第一項の規定による指定に関すること。

五　前二号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置に関すること（総務課及び環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

六　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復のうち、道路に係るものに関すること。

（東日本協力課の所掌事務）

第四十三条　東日本協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について東日本の地域の地域社会の理解及び協力を確保するための施策の企画及び立案に関すること。

二　法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための東日本の地域の地域社会との連絡調整に関すること。

三　地方協力局の所掌事務に係る地域社会との連絡調整に関する事務で東日本の地域に係るものの総括に関すること。

2　前項に規定する東日本の地域は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の区域とする。

3　防衛大臣は、第一項に規定する東日本の地域に関し、特に必要があると認めるときは、防衛省令で前項の地域の特例を定めることができる。

（西日本協力課の所掌事務）

第四十四条　西日本協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について西日本の地域の地域社会の理解及び協力を確保するための施策の企画及び立案に関すること。